



## 通 知 書

「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現について」はこれまでに計11回の労使議論を行ってきました。しかし、JR 東日本輸送サービス労働組合東京地方本部（以下、東京地本）と東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部（以下、首都圏本部）との労使議論について多くの隔たりがあります。東京地本として、首都圏本部の労使議論に向かう姿勢は労使対等の原則に基づき信義誠実に行われていない現実を繰り返し指摘し議論しましたが、労使での解決が見出せない為に東京都労働委員会へあっせんを申請しなければならない事態となりました。首都圏本部からの回答は「あっせんに適さない」であった為にあっせんについては打ち切りとなったために、労使議論における紛争状態は解決に至っていません。しかし、統括センターにおける新たな働き方について労働組合として組合員の付託に応えるために、東京地本としては首都圏本部の労使議論に臨む姿勢と施策実施については切り分けていく判断をし、東地申第2号並びに東地申第4号から東地申第7号を申し入れ、労使議論を再開してきました。その背景には、2024年8月27日付「通知書」に記載した内容について東京地本と首都圏本部企画総務部勤労ユニットリーダーで確認してきた経過があるからです。「通知書」に記載した内容は、当時「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現」についての詳細提案を受けることができない現実を打開するためだけでなく、労使対等の原則・労使慣行に基づき施策を進めるための確認事項でした。しかし2024年10月28日に首都圏本部企画総務部勤労ユニット

から東京地本 業務担当部長（以下、業務担当部長）へ「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現についてに関わる情報提供」を渡したい旨の連絡があり、2024年11月6日に チーフより 業務担当部長へ説明していただきましたが、情報提供資料の内容は労働条件の変更が伴うものであり情報提供で済む話ではなく、資料を受け取りませんでした。改めて東京地本として首都圏本部の対応について考えをお伝えします。

「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現」において地区の見直しを行うことはこれまでの労使議論の場で示されていますが、現業機関に多くの業務を権限委譲し進めていくことは、新たな業務を現業機関に付与することであり労働条件の変更が伴うことは明確です。労働条件の変更が伴うことについては、これまでも首都圏本部から提案事項として示されており、情報提供の説明のみで済ませることは、これまでの労使慣行を逸脱する行為です。また、「提案するかしないかは会社として判断する」という考え方は会社の一方的な考えであり労使対等の原則に則り対応しているとは到底感じることができません。業務担当部長より、再度首都圏本部内で検討し東京地本へ提案することを求めましたが、2024年11月13日に チーフより「検討したが提案する考えはない。」「提案するかしないかは会社で考えていくことは変わらない」という回答が示されました。このことは、使用者側（首都圏本部）による一方的な労働条件の変更を実質的に進める行為であり「通知書」で確認した内容を反故にするだけに留まらず、情報提供で済ませる対応を強行したことについては、労使対等の原則及び労使慣行を逸脱する不当労働行為であることを通知いたします。

以上

労使対等の原則及び労使慣行を逸脱する  
「不当労働行為」の「通知」を行う！